

大学院用

区分A

区分E

修了

## 公認心理師試験

## 修了証明書・科目履修証明書

[公認心理師法施行規則第2条に規定する科目]

フリガナ 氏名	(セイ) (姓)	(メイ) (名)	生年月日
大学院名			(西暦) 年 月 日生
研究科・ 専攻			
入学年月	(西暦) 年 月	修了年月	(西暦) 年 月

## 大学院における必要な科目

1	保健医療分野に関する理論と支援の展開
2	福祉分野に関する理論と支援の展開
3	教育分野に関する理論と支援の展開
4	司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開
5	産業・労働分野に関する理論と支援の展開
6	心理的アセスメントに関する理論と実践
7	心理支援に関する理論と実践
8	家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践
9	心の健康教育に関する理論と実践
10	心理実践実習（実習の時間が450時間以上のものに限る。）

- (注) 1 本証明書は、受験申込者自身が作成するものではありません。学長等の証明権限を有する者から発行されたものを提出する必要があります。
- 2 本証明書の記入にあたって、手書きの場合は必ずボールペン又は万年筆を使用してください。（消せるボールペンは使用不可）
- 3 本証明書の内容に虚偽又は不正の事実があった場合、試験の無効及び公認心理師の登録の取り消し等を行います。

## 【参考】

法第8条第1項 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、試験に関して不正の行為があった場合には、その不正行為に関係のある者に対しては、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。

第2項 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、前項の規定による処分を受けた者に対し、期間を定めて試験を受けることができないものとする。

法第32条第1項 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、公認心理師が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。

第2号 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けた場合

上記の者は、当大学院において、大学院における必要な科目と定められた上記科目又は同科目に該当するもの

として取り扱う開講科目（※）を  すべて修めてその課程を修了する見込みである ことを、証明します。  
 すべて修めてその課程を修了した

（いずれか該当する方にチェック☑してください）

※ 平成29年9月15日付「文科初第879号・障発0915第8号公認心理師法第7条第1号及び第2号に規定する公認心理師になるために必要な科目の確認について」参照

(西暦)  
年 月 日

所在地

大学名

大学代表者氏名

印

事務使用欄

※何も記入しないでください。